

## 2 日常生活用具給付等事業

区分	種目	対象者	耐用年数	基準額
介護訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上(介助を要する者に限る。)又は寝たきりの状態にある難病患者等	8年	154,000円
	体位変換器		5年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上(介助を要する者に限る。)又は下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	4年	159,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害1級(介護を要する者に限る。)	5年	82,400円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(介護を要する者に限る。)又は寝たきりの状態にある難病患者等	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(介護を要する者に限る。)又は自力で排尿できない難病患者等	5年	67,000円
	訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上(原則3歳以上の者)	5年	33,100円
	訓練用ベッド(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上(原則3歳以上の者)又は下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助具	下肢又は体幹機能障害又は入浴に介助を要する難病患者等	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上又は常時介助を要する難病患者等	8年	4,450円
	便器 (手すりをつけた場合)			5,400円
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	3年	3,000円
	移動・移乗支援用具 (手すり、スロープ、歩行器等)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害又は下肢が不自由な難病患者等	8年	60,000円
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児)・精神障害者	3年	12,160円
	特殊便器	上肢障害2級以上又は上肢機能に障害のある難病患者等	8年	151,200円
	火災警報器	障害種別に関わらず火災発生の感知・非難が困難な障害者(単身及びこれに準ずる世帯)	8年	15,500円

	自動消火器	障害種別に関わらず火災発生感知・非難が困難な障害者又は難病患者等(単身及びこれに準ずる世帯)	8年	28,700円
	電磁調理器	視覚障害2級以上(視覚障害者世帯及びこれに準ずる世帯)	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級(単身及びこれに準ずる世帯)	10年	87,400円
	浴槽 (設置工事等を伴わない簡易浴槽)	下肢又は体幹機能障害2級以上	8年	58,300円
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腹膜透析を行う者	5年	51,500円
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器障害3級以上又は同程度の障害を有する者又は呼吸器機能に	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	障害のある難病患者等	5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	10年	17,000円
	視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上(単身又はこれに準ずる世帯)	5年	9,000円
	視覚障害者用体重計		5年	18,000円
	視覚障害者用血圧計		5年	15,000円
	パルスオキシメーター (動脈血中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が必要な身体障害者又は難病患者等	5年	157,500円
	正弦波インバータ発電機	・呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害を有する者(医師意見書必要)又は呼吸器機能に障害のある難病患者等 ・在宅で人工呼吸器・電気式たん吸引機等の電気式医療機器を生命・身体機能の維持のために日常的に使用している者。	10年	100,000円
	ポータブル電源 (蓄電池)		6年	100,000円
DC/AC インバーター	6年		100,000円	

情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発音発語に著しい障害を有する者又は難病患者等	5年	98,800円	
	情報・通信支援用具 ※1	上肢障害又は視覚障害者又は難病患者等	6年	100,000円	
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上(18歳以上の者)	6年	383,500円	
	点字器	盲ろう、視覚障害者	標準7年	10,400円	
			携帯5年	7,200円	
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者。)	5年	63,100円	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー (録音再生機)	視覚障害2級以上	6年	85,000円	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー (再生専用機)		6年	35,000円	
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー		6年	59,800円	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		6年	115,000円	
	視覚障害者用時計 (音声) 視覚障害者用時計 (触読)		10年	13,300円	
				10,300円	
	視覚障害者用読書器		視覚障害者	8年	198,000円
	聴覚障害者用通信装置 (ファクシミリ)		聴覚障害者又は発音・発語に著しい障害を有するものであってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害2級以上(単身及びこれに準ずる世帯)	6年	88,900円		

	人工喉頭(電動式)	喉頭摘出者	5年	70,100円
	埋込型用人工鼻(本体部分)	喉頭摘出者で、音声機能障害を有し、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	1年	51,840円
	埋込型用人工鼻(消耗部分)		—	23,100円
	人工内耳用電池	聴覚障害者で人工内耳装用者	—	2,000円
	人工内耳用充電器	聴覚障害者で人工内耳装用者	3年	39,000円
	人工内耳用体外器	聴覚障害者で人工内耳を装用し5年が経過しているもののうち、損害保険及び医療保険の適用を受けられないものに限る。	—	300,000円
	人工内耳用イヤモールド	人工内耳を装用している者で、イヤモールドの使用が必要と認められる者。	1年	9,540円
	人工内耳用乾燥器	聴覚障害者で人工内耳装用者	3年	15,000円
	人工内耳用乾燥剤	聴覚障害者で人工内耳装用者	6ヶ月	3,500円
	人工内耳用マイクロホンカバー	聴覚障害者で人工内耳装用者	1年	4,200円
	人工内耳用カバー(防水用)	聴覚障害者で人工内耳装用者	1年	6,000円
	点字図書	情報の入手を点字によっている視覚障害者	—	※2
排泄管理支援用具	紙おむつ等	ストーマ造設者、高度の排便機能障害者、高度の排尿機能障害者、脳原性運動機能障害又は先天性の脊髄疾患等かつ意思疎通表示困難者(原則3歳以上の者、医師の診断書等により確認のとれるもの)	—	12,360円
	ストーマ用装具等(蓄尿袋)	高度の排尿機能障害者 ストーマ造設者		11,639円

	ストーマ用装具等 (蓄便袋)	高度の排便機能障害者 ストーマ造設者		8,858 円
	収尿器	高度の排尿障害者	1 年	男性用 7,700 円 女性用 8,500 円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級 3 級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上の者)又は下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	—	200,000 円

※1 情報・通信支援用具とは、障害者向けパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフトをいう。

※2 点字図書の基準額は、既存の点字図書の価格とする。(ただし、週刊、月刊等で発行される雑誌は除く。)